

地域・地区組織の運営に関する規則 (モデル規約)

第1条 (退職者連合規約との関係)

この規則は、退職者連合規約第11条にもとづき、地方退職者連合が組織する(地域退連および地区退連)の組織・運営等について定める。

第2条 (名称と所在地)

本会の名称は、「〇〇地域退職者連合」および「〇〇地区退職者連合」といい、略称を「〇〇地域退連」および「〇〇地区退連」という。所在地は、〇〇〇〇とする。

第3条 (活動)

1. 本会は、(地方名)退職者連合の(〇〇地域および〇〇地区)組織としての役割を担う。
2. 本会の任務は、退職者連合および(地方名)退職者連合の方針にもとづく諸活動の推進と(〇〇地域・〇〇地区)の実情に即した諸課題について取り組むものとする。とくに会員の生きがいづくり、健康寿命づくり、仲間づくりなどの活動を推進し、ボランティアや社会貢献活動をつうじて地域づくりに貢献する。なお活動の推進にあたっては、〇〇地方連合会の各地協・地区連合、地区労福協などと連携する。

第4条 (構成)

本会は、(地方名)退職者連合の構成組織の当該地域および地区内所在組織および個人が加入する地域および地区組織をもって構成する。

第5条 (加入・脱退)

本会における手続きを含め加入・脱退の扱いに関する事項は、これを必要としない。

第6条 (議事の採決)

本会の議事の採決方法は、以下に定める通りとする。

(1) 総会

議事の採決は、規約の改廃については出席代議員の3分の2以上、その他は出席代議員の過半数の賛否によって決する。

(2) 幹事会

議事の採決は、出席幹事の過半数の賛否によって決する。

第7条 (機関)

本会の機関は、次の各号に定める通りとする。

(1) 決議機関 総会

(2) 執行機関 幹事会

第8条（役員）

本会には、次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
(副事務局長または次長 若干名)
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監査 若干名

第9条（個人加入）

本会の目的、事業、諸活動に賛同する個人は、本会に加入することができる。

第10条（個人が加入する地域・地区組織）

- 1. 前条の加入を希望する個人は、本会が、設置する地域組織および地区組織に加入すること。
- 2. 地域および地区の組織、運営については、別に定める。

第11条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

第12条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

第13条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。